

ASEAN 共同体創設を支援する 米国の対 ASEAN 協力

石川 幸一 Koichi Ishikawa

亜細亜大学アジア研究所 教授
(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

- ・米国は 2008 年 4 月世界初の ASEAN 大使を任命した。2007 年は首脳会談の延期など ASEAN 軽視と受け止められる決定を米国は行った。ASEAN 大使の任命は、米国は ASEAN を重視し関与を続けるというシグナルである。
- ・米国は、1977 年の初の対話以降 ASEAN への協力を行っており、2002 年以降は FTA では ASEAN 支援構想 (EAI)、協力では ASEAN 協力プラン (ACP)、強化されたパートナーシップ、ADVANCE などの協力計画を実施している。米国の ASEAN 協力は多角的だが、ASEAN 共同体創設の支援に重点を置いており、経済共同体ブループリントの作成への協力など知的支援が中心となっている。
- ・米国の ASEAN への関与政策の課題は、米国 ASEAN 首脳会議開催、東南アジア友好協力条約調印、ASEAN への支援の拡充であり、実現は次期政権の ASEAN 政策如何による。

はじめに

米国は、2008 年 4 月にスコット・

マルシェル国務省東アジア太平洋次官補代理を ASEAN 大使に任命した¹。2007 年 11 月に採択した ASEAN 憲章では非加盟国と国際機関は

ASEAN 大使を任命できることが規定されており、ASEAN 大使を任命した国は米国が最初である²。米国の決定は当然 ASEAN 側から歓迎されたが、前年の 2007 年は米国が ASEAN の関係を重視していたとは到底言えなかった。

2007 年に米国は ASEAN 軽視と受け止められる 2 つの決定を行い ASEAN 側の失望は大きかった。2007 年 8 月の拡大外相会議と ASEAN 地域フォーラムへのライス国務長官の欠席と 2007 年 9 月にシンガポールで予定されていた米国 ASEAN 首脳会議のブッシュ大統領による延期決定である。ライス長官の不参加は 2005 年に次いで 2 度目だった。2007 年は ASEAN 創設 40 周年、ASEAN 米国対話 30 周年の記念すべき年だっただけに、ASEAN 側はいたく失望し、「侮蔑」、「傷口に塩を擦り付ける」と報道され、タイの政府高官は「米国のこうした行動のコストは ASEAN の中国傾斜」と発言した³。

米国内でも、米国は ASEAN に関心を失っていると ASEAN 側が認識し中国の影響力が増すとの懸念を有識者が持ち、近年の ASEAN との協

力の発展という積極的な要素を打ち消してしまうとの批判的な見解が発表されている⁴。ASEAN 大使の任命は、米国は ASEAN を重視し、関与を続けるというシグナルの一つの行動と考えられていたのである⁵。

このような首脳レベルの行動とは別に米国は ASEAN との関係を強化してきた。ASEAN は 2015 年に安全保障、経済、社会文化の 3 つの共同体から構成される ASEAN 共同体を創設することを目標にしており、その中で実現へのプロセスが最も進展しているのは経済共同体である。経済共同体創設に向けて ASEAN は 2007 年に工程表である ASEAN 共同体ブループリントを作成したが、その作成に協力したのは米国である。このように地道であるが、極めて重要かつ自国の影響力を発揮できる協力を行っている。

本論では、米国の ASEAN への協力をとりあげ検討している。米国は ASEAN 加盟国へ 2 国間ベースの協力を実施しているが、2 国間ベースの協力ではなく、地域協力機構である ASEAN への協力を対象としている。

1. 2002 年以降活発化する協力

ASEAN と米国の対話が、初めて行われたのは 1977 年マニラにおいてであった。それ以降、米国は ASEAN に対して様々な協力を実施してきた。2002 年以降、ASEAN が共同体創設に向けて動き始めてからは共同体創設に向けた ASEAN の行動計画への協力を強化している。最初に、米国国際開発庁 (USAID) と国務省が作成した「30 年の友好と協力—米国の ASEAN 関与 1977 年～2007 年」を中心に米国の ASEAN への協力の経緯をみておこう⁶。

1977 年から 2002 年の間に、米国は ASEAN に 8300 万ドルを贈与しており、実施機関は米国国際開発庁である。対象分野は、人材養成と制度面の強化と貿易・投資・中小企業、環境での協力だった。人材養成と制度面での強化への支援は総額 3460 万ドルで、衛生、農業計画、植物検疫分野での教育センター創設と訓練や奨学金の供与に向けられた。貿易・投資・中小企業分野での支援額は 1650 万ドル、環境分野は 3180 万ドルだった。

2002 年以降、米国の ASEAN への協力は多様化し活発化している。2002 年 7 月には、パウエル国務長官 (当時) が ASEAN 協力プラン (ASEAN Cooperation Plan : ACP) を発表した。ACP は、ASEAN 共同体創設への行動計画であるビエンチャン行動計画を支援するために ASEAN 事務局への協力を行うものである。

2002 年 10 月には、ASEAN 支援構想 (Enterprise for ASEAN Initiative : EAI) が発表された。EAI は、ASEAN 加盟国との FTA 交渉を実施するための指針である。ASEAN 全体ではなく、2 国間ベースで貿易投資枠組み協定 (TIFA) 締結など要件を満たす国と FTA 交渉を行い、2 国間 FTA ネットワークを形成することを狙いとしている。

2004 年には、ACP の旗艦プロジェクトとして、ASEAN・米国技術協力訓練ファシリティ (ASEAN—US Technical Assistance and Training Facility、ASEAN・米国ファシリティ) が開始されている。

2005 年 11 月にメキシコで開催された APEC 首脳会議に参加したブッ

シュ大統領と 7 名の ASEAN の首脳は、「ASEAN 米国の強化されたパートナーシップ (ASEAN - US Enhanced Partnership : ASEAN 米国パートナーシップ)」に合意し、共同ビジョン声明を発表した⁷。共同ビジョン声明では、ASEAN 米国パートナーシップのほかに、ASEAN 共同体に向けての ASEAN の統合への支持・支援とともに、政治安全保障協力、経済協力、社会開発協力の 3 分野で ASEAN への多様な協力を行うこと、ASEAN 米国パートナーシップの実施のための行動計画を策定することを国務長官と外相、通商代表と経済相に要望するとしている⁸。

行動計画については、2006 年 7 月にライス国務長官と ASEAN の外相によりパートナーシップ行動計画枠組み文書が調印され、行動計画が発表された⁹。行動計画は、2006 年から 2010 年を対象にビエンチャン行動計画を支援することを目的としている。続いて、行動計画の実施のために、新しいプログラム「国家協力と経済統合を進めるための ASEAN 開発ビジョン (ASEAN Development Vision to Advance National

Cooperation and Economic Integration : ADVANCE) が発表された。

このように、米国の協力は、ASEAN 共同体創設への支援に重点が移ってきている。

2. ASEAN への主な協力枠組み

現在、米国が行っている ASEAN への主要な協力の枠組みは、貿易投資自由化では、ASEAN 支援構想 (EAI) と貿易投資協力 (TIFA)、多角的協力では、ASEAN 協力計画 (ACP)、ASEAN と米国の強化されたパートナーシップ (EP) である。

(1) 貿易投資自由化

1) ASEAN 支援構想

ASEAN 支援構想 (EAI) は、2002 年 10 月にブッシュ大統領により発表された¹⁰。その目的は、米国と ASEAN の間で 2 国間 FTA のネットワークを作ることである。FTA への取り組みは次のようになっている。

- ① 米国と ASEAN 加盟国は 2 国間ベースで、かつ、ASEAN 各国に適合したスピードで FTA 交

渉を行う。

- ② FTA を締結する条件は、WTO 加盟と TIFA を締結していることである。
- ③ 米国は WTO 未加盟国の加盟を支援し将来 FTA のベースとなる TIFA の締結を期待する¹¹。
- ④ ASEAN との FTA は、米国シンガポール FTA の高いレベルをベースとする。

EAI 発表時点では、米国はシンガポールと FTA を交渉中であり、TIFA はインドネシア、フィリピン、タイと締結していた。その後、TIFA は、ブルネイ、カンボジア、マレーシアおよび ASEAN と締結している。シンガポールとの FTA は、2003 年 1 月に合意、2004 年 1 月に発効し、タイ、マレーシアと交渉中である¹²。

ASEAN との FTA は、中国、韓国、インド、CER（豪州とニュージーランド）は、最初から ASEAN 全体との交渉を行ったが、米国は 2 国間ベースの交渉を行う方針を明らかにしている¹³。Naya and Plummer（2005）は、その理由について、①WTO 未加盟国とは FTA を締結出来ないこととミャンマーには経済制裁を行って

いること、②経済発展レベルが多様な ASEAN と単一の FTA を締結するには、ASEAN 中国 FTA のような「緩やかな（自由化レベルの低い）」FTA になる可能性が大きい、米国はそうした緩やかな FTA を必要としないこと、③シンガポールと FTA 交渉決定を ASEAN の団結を弱めるものとみなした他の ASEAN 加盟国との関係が緊張したが、EAI により米国は ASEAN への高度の関与を行う意思があることを示すことが出来ること、などを指摘している¹⁴。

2) ASEAN との TIFA

2006 年 8 月にシュワブ通商代表部（USTR）代表は、ASEAN 米国貿易投資枠組み協定（TIFA）に調印している。TIFA は 2 国間ベースでは締結されていたが、これは ASEAN との締結である。ASEAN との TIFA は、極めて短い協定であり、主な内容は次のとおりである。

- ① 貿易投資の拡大
- ② 貿易投資合同協議会（Joint Council）の創設
- ③ 合同協議会の議長は、米国側は通商代表部（USTR）、ASEAN

側は経済大臣が任命。合同協議会は作業部会を設立できる

- ④ 合同協議会は最低年 1 度開催し、協定の実施状況、貿易投資関係のレビューと貿易投資拡大の方策、協定の解釈と施行により生じた問題の解決、作業計画の策定と実施のモニタリングを行う
- ⑤ 作業部会は、加盟国が決定した事項を取り上げ、既存あるいは作業部会が新たに作ったメカニズムにより作業を実施する。

(2) 事務局への協力

1) ASEAN 協力プラン

ASEAN 協力プラン (ASEAN Cooperation Plan) は、2002 年にパウエル国務長官 (当時) が発表した¹⁵⁾。ASEAN 共同体創設への行動計画であるビエンチャン行動計画を支援するために ASEAN 事務局への協力を行うものである。同プランは 20 以上のプロジェクトを含むが、旗艦プロジェクトは 2004 年に開始された ASEAN 米国技術協力訓練ファシリティ (ASEAN - US Technical Assistance and Training Facility、ASEAN 米国ファシリティ) である。

実施のために ASEAN 事務局内に米国から専門家が派遣され、ビエンチャン行動計画の実施に協力している。

ASEAN・米国ファシリティは、2 段階に分けて実施されている。第 1 フェーズは 2004 年 12 月から 2007 年 12 月までで予算規模は 600 万ドルである。ASEAN 事務局が ASEAN 統合への阻害要因を見つけることを支援することを目的とし、9 分野 (貿易交渉、投資、サービス貿易、税関と貿易円滑化、優先分野の統合、公衆衛生、天然資源管理、政策調整と対話、事務局強化) で 125 の協力活動を行っている。

フェーズ 1 については、次のような活動が成果としてあげられている。

- ① 関税分類の簡素化への協力、② ASEAN シングル・ウィンドウ創設のための技術協力、③ ビジネス界と事務局の対話 (ASEAN ビジネストーク)、④ ロジスティックス・サービス統合支援、⑤ 包括的 ASEAN 投資協定への提言、⑥ 事務局の IT ネットワークの改善、⑦ 更なる自由化へ向けての物品の貿易の障壁の調査、⑧ 経済共同体実現に向けての進展状況の評価、⑨ サービス貿易制限の調査

支援、⑩紛争解決メカニズムの創設支援、⑪流行病防止への協力。

第2フェーズは、ASEAN 共同体のブループリント実施を支援するため2007年から5～8年を対象として概算で2000万ドルの予算で実施される。フェーズ2では、ASEAN 米国ファシリティが後述のADVANCEの中核となる。

ASEAN 協カプランは米国の多くの政府機関が実施機関となっており、次のような多様な協力を行っている。

- ・ 米国の連邦取引委員会と司法省は、競争政策の策定支援のために専門家を派遣し、ワークショップ、教育訓練などを実施。
- ・ 特許庁とASEANは、2005年4月に知的財産権の保護と法の実施のための協力に合意し、800人の教育訓練を行っている。
- ・ 商務省は、自動車の安全規格を対象として規格と適合性の分野での教育訓練を米国とASEANで行っている。
- ・ ASEAN－米国ビジネス協議会は、ASEAN自由貿易地域(AFTA)およびASEAN域内貿易一般の推進のためのマニユア

ルを作成。

- ・ 米国森林災害軽減プログラム（Forest Service Disaster Mitigation Program）は、森林火災、地震、津波、テロ攻撃などへの対応の管理のために、シミュレーションを含む、教育訓練を行っている。
- ・ USAIDは、HIV/AIDS薬（antiretroviral drug）の入手、伝染病の監視、HIV/AIDS患者の治療と支援の改善を目的として公衆衛生の専門家を事務局に派遣している。
- ・ 国際移住機関（International Organization on Migration）を通じて、米国政府は人身売買に関するデータ収集の改善プロジェクトに資金を供与している。
- ・ 州政府協議会を通じて、オレゴン州、ニューハンプシャー州、メリーランド州は、ASEANの都市と連携して「安全な水、土地、空気」について協力を行っている。また、「ASEAN持続可能な都市枠組み」を支援しており、チャンマイ（タイ）、ハノイとハロン（ベトナム）、プノンペ

ン（カンボジア）、バリクパパン（インドネシア）、イロイロ（フィリピン）の各都市でデモンストレーション・プロジェクトを実施した。

- ・ 米国政府は、絶滅危惧種の不正取引を防止するために貿易税関管理を強化することにより野生動物貿易法の施行を保証することを目的として ASEAN の能力向上を支援しており、ASEAN 野生動物法施行ネットワークの創設に協力している。

2) ASEAN・米国の強化されたパートナーシップ

2005 年 11 月にブッシュ大統領と ASEAN の 7 名の首脳は、ASEAN 米国の強化されたパートナーシップ（ASEAN - US Enhanced Partnership）に合意し、共同ビジョン声明を公表した。共同宣言には、パートナーシップを実施するために行動計画を策定することが述べられており、翌 2006 年 7 月にライス国務長官と ASEAN の外相がパートナーシップ行動計画に合意した。

① パートナーシップ行動計画

2005 年 11 月の APEC 首脳会議の際に首脳が発表した「ASEAN 米国の強化されたパートナーシップについての共同ビジョン宣言」の目標と目的を実現するために、2006 年から 2011 年までのマスタープランとして「行動計画」が策定された。「行動計画」の目的は、ASEAN 共同体の創設という目標を達成するという ASEAN の統合の支援である。

行動計画は、政治・安全保障協力、経済協力、社会開発協力の 3 分野に大別され、政治・安全保障協力は 5 計画、経済協力は 13 計画、社会開発協力は 8 計画が含まれている。各行動計画は具体的な共同行動・措置を含んでおり、政治・安全保障は 39 措置、経済は 66 措置、社会開発は 45 措置となっており、フォローアップメカニズムの 3 措置と併せると全部で 153 措置となる。措置数が最も多いのは、伝統的および非伝統的安全保障で 23 措置である。全体として総花的であり、措置も「協力を強化する」という記述などスケジュール、実施機関などの具体性を欠くものが多い。

貿易投資は次のような共同行動あるいは措置を挙げている。①ASEAN 支援構想の実施と貿易投資枠組み協定 (TIFA) 締結、②WTO での協力とラオス、ベトナムの加盟支援、③ドーハ開発アジェンダの締結への協力、④APEC 未加盟国の加盟支援、⑤ASEAN 投資地域、GMS などメコン

開発のメカニズム、BIMP-EAGA 支援、⑥アンチダンピング、関税非関税障壁を含む貿易投資法制の相互理解、⑦貿易投資政策の透明性向上、⑧米ASEAN 企業のビジネス連携などの促進、⑨相互の投資促進ミッション、⑩投資促進機関間の協力、⑪統計情報の交換と統計機関の能力醸成。

表1 米国 ASEAN パートナーシップ行動計画の構成

I	政治・安全保障協力	9 観光
	1 政治協力の深化	10 中小企業
	2 安全保障協力の深化	11 鉱業
	3 コミュニケーションの強化	12 ICT
	4 平和で安定した地域の支援	13 競争法と競争政策
5 伝統的および非伝統的安全保障	III	社会開発協力
II	経済協力	1 災害の管理と緊急対応
	1 貿易投資	2 再建と修復
	2 金融協力	3 公衆衛生
	3 工業	4 科学技術
	4 規格と適合性	5 環境
	5 知的財産権	6 教育と人的資源開発
	6 輸送	7 文化と人々の交流
	7 エネルギー	8 ASEAN米国開発援助
8 農業	IV	フォローアップメカニズム

(出所) 米国 ASEAN パートナーシップ行動計画

3) ADVANCE

行動計画の実施のために、新しいプログラム「国家協力と経済統合を進めるための ASEAN 開発ビジョン (ASEAN Development Vision to Advance National Cooperation and Economic Integration: ADVANCE) が発表されている。

ADVANCE は、今後 5~8 年に亘り、ASEAN 共同体の 3 つの分野である、安全保障、経済、社会文化面での協力を実施するスキームとなる。2008 年時点で次の 4 つのプロジェクトが実施されている¹⁶。

- ・ ADVANCE ASEAN US - Facility : ASEAN 事務局に対し 3 つの共同体のブループリント作成を支援する。専門家による技術協力、教育訓練、時間を考慮した政策評価 (time-sensitive policy assessment) および助言を行う。
- ・ ADVANCE ASEAN シングル・ウィンドウ : 国境での物品のより迅速な通関と透明性の向上を目的に ASEAN シングル・ウィンドウの創設を支援する。各国ベースのナショナル・シング

ル・ウィンドウの実施も支援する。

- ・ ADVANCE サプライ・チェーン/競争力プログラム : ASEAN 加盟国が比較優位を確認・追求することと後発加盟国が経済的特化を進めること、ダイナミックなバリューチェーンに加盟国が統合されることを支援する。
- ・ ラオス ADVANCE : ラオスの WTO 加盟と 2 国間貿易協定締結を進めるために技術協力を行うとともに米国ラオス 2 国間貿易協定、WTO 加盟要件、ASEAN 経済共同体ブループリントに合致する貿易投資の自由化を行うラオス政府を支援する。

ADVANCE の優先分野は次のとおりである。

- ・ ASEAN 経済共同体 : ①経済統合、②貿易投資自由化と円滑化、③中小企業の統合、④金融システムと資本市場の強化、⑤経済改革とガバナンス (通信とエネルギー)
- ・ ASEAN 社会文化共同体 : ①公衆衛生、②健康懸念、③災害管

理と緊急対応、④環境問題、⑤市民社会、⑥労働力開発、⑦弱者、⑧持続可能なエネルギー開発、⑨人身売買禁止

- ・ ASEAN 安全保障共同体：①良い統治、②法の支配、司法システム、法的インフラの強化、③紛争後の平和構築、再建と復興

3. 米国の ASEAN への再関与のための施策

米国が ASEAN を軽視しているという ASEAN 側の受け止め方を修正し、米国は ASEAN に関与を強めているというシグナルを出すために専門家により次のような措置が提案されていた。①ASEAN 大使の任命、②米国 ASEAN 首脳会議、③東南アジア友好協力条約 (TAC) 調印、④ACP など既存の協力イニシアチブの強化である¹⁷。

このうち、ASEAN 大使は既に任命されている。米国と ASEAN の首脳は、2005 年以降 APEC 首脳会議の際に非公式首脳会議を行っているが、APEC に加盟していないカンボジア、ラオス、ミャンマーの首脳は参加し

ていない。2007 年の首脳会議がブッシュ大統領により延期され、ASEAN 側が失望したことは冒頭で説明したとおりである。従来、米国は ASEAN との首脳会議には消極的だった。ミャンマーの首脳が参加することによりミャンマーの政権に事実上正当性を認めてしまうこと、ASEAN が米国抜きの東アジアの地域統合を支持していること、「talk shop (意見を言い合うだけで行動に結びつかない団体)」と見なされている会議に大統領を出席させることへの反対などである¹⁸。しかし、米国の ASEAN 専門家はこうした問題点があっても米国 ASEAN 首脳会議は象徴的かつ外交的な重要性があり、ミャンマーは外相レベルの出席とすればミャンマーと ASEAN の双方が受入れることが出来るとしている¹⁹。

TAC に調印していない理由には、①米国の行動の自由が奪われる、②TAC は意味がない、③議会が支持しない、などがあげられている²⁰。専門家は、TAC 署名により米国の行動が制約されることはなく、米国の ASEAN 関与を最も直截に示す措置であるとしている²¹。また、TAC 署

名は、東アジアサミット（EAS）の 3つの参加条件の一つであり TAC 署名により米国は EAS への参加が可能となる²²。

米国の ASEAN への協力は、共同体創設への支援を中核に様々な協力が実施されている。ただし、予算規模が小さく効果は限定的であり、「骨に肉を付ける」ことが必要であると²³している。

ASEAN 大使の任命は実現したが、米国 ASEAN 首脳会議、TAC 調印は、本稿執筆時点（2008 年 10 月）で実現していない。米国が ASEAN 関与をどのように強めるのかは、新政権の ASEAN 政策がどうなるかによることになろう。

おわりに

2007 年にブッシュ政権首脳の ASEAN 軽視と受け止められる行動があった一方で、米国は ASEAN に地道な協力を行っている。ASEAN は、2015 年の共同体実現を最大かつ喫緊の目標としている。米国の協力は、ASEAN 共同体実現への ASEAN の行動計画の実施に協力し、事務局

を強化することに重点を置いている。ASEAN 共同体は、安全保障、経済、社会文化の 3つの共同体から構成されるものであり、行動計画もこの 3分野を対象とする包括的なものである。米国の ASEAN への協力の内容は多角的だが、現在実施中の ADVANCE は共同体の工程表であるブループリントの作成、人材育成、政策評価などへの協力を注力している。

ASEAN 共同体は具体的内容が明確になっておらず、行動計画や工程表を作成する過程で内容が具体化してきている。ブループリントの作成に協力することにより、ASEAN 共同体の内容に影響を与える事も考えられ、こうした米国の知的支援を中心とした ASEAN 協力は、戦略的な効果が大きいと言えよう。

注

- 1 <http://www.aseansec.org/21461.htm>
- 2 ASEAN 憲章の 46 章の規定である。米国の ASEAN 大使は ASEAN 事務局のあるジャカルタに駐在するのではない。なお、米国に続いて豪州が ASEAN 大使を任命し、日本は 10 月に ASEAN 大使を

- 任命した。
- 3 Sheldon W. Simon, “US-Southeast Relations: Burma Heats up and the U.S. Blows Hot and Cold” (CSIS, Comparative Connections, October 2007)
 - 4 たとえば、Satu. P. Limaye, “United States-ASEAN Relations on ASEAN’s Fortieth Anniversary” (ISEAS, Contemporary Southeast Asia 29, no.3, 2007) pp.448-449, および、Richard Cronin, “ASEAN Charts a New Course in Manila” (Henry L. Stimson Center paper, August 2007
<http://www.stimson.org/publications-ASEAN> Charters a New Course in Manila
 - 5 Ellen Frost, “Asia’s New Regionalism” (Boulder: Lynne Rienner Publishers, Inc, 2008) pp.244-245
 - 6 “United States Engagement with ASEAN 1977-2007 Thirty Years of Friendship and Cooperation” (USAID and US Department of Commerce, 2007)
<http://www.aseansec.org.4982>
 - 7 ASEAN 加盟国で APEC に加盟していないのは、ラオス、カンボジア、ミャンマーの 3 カ国である。APEC 首脳会議の際に米国大統領と ASEAN 首脳の会談が行われるが、ASEAN 側で参加するのは APEC 加盟 7 カ国の首脳のみであり、米 ASEAN サミットとは言えない。
 - 8 White House.“Fact Sheet: “Joint Vision Statement on the ASEAN-U.S. Enhanced Partnership”
<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2005/11/print/20051117-4.html>
 - 9 <http://www.aseansec.org/18588.htm>
 - 10 White House. Fact Sheet: Enterprise for ASEAN Initiative”
<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/20/print/20021026-7.html>
および佐々木高成「米国の対アジア FTA 戦略」(木村福成、馬田啓一『検証・東アジアの地域主義』文眞堂、2008 年) 219－222 頁。
 - 11 EAI 発表時点では、WTO 未加盟国はカンボジア、ラオス、ベトナムだったが、カンボジアは 2004 年ベトナムは 2007 年に加盟している。
 - 12 滝井光夫「米国の FTA 政策：その展開と特色」(『国際貿易と投資』68 号、2007 年、国際貿易投資研究所)
 - 13 日本は、シンガポールとの FTA を第 1 号として 2 国間の FTA を優先させ、その後 ASEAN 全体との交渉を行い、2008 年 4 月に締結した。
 - 14 Seiji Naya, Michael G. Plummer. “The

- Economics of the Enterprise for ASEAN Initiative” (Singapore, Institute for Southeast Asian Studies, 2005) pp5-7.
- 15 ACP については、「30 年の友好と協力—米国の ASEAN 関与 1977 年～2007 年」および USAID. “The ASEAN-US Technical Assistance & Training Facility”. http://www.asean-us-partnership.org/asean_us_facility.htm
- 16 <http://asean-us-partnership.org/advance.htm>
- 17 たとえば、Satu. P. Limaye. “United States-ASEAN Relations on ASEAN’s Fortieth Anniversary” (ISEAS, Contemporary Southeast Asia 29, no.3, 2007) pp449-453 および Ellen Frost . “Re-Engaging with Southeast Asia”. Pac Net #37 (July 26, 2006)
- <http://www.csis.org/media/csis/pubs/pac0637pdf>
- 18 Ibid.
- 19 Catharin Dalpino. “Domestic Drama and a New Path to ASEAN”. (CSIS: Comparative Connections: April 2008)
- 20 Ellen Frost (2006) Ibid. なお、米国上院決議 110 号は、ASEAN 大使の任命と米国 ASEAN 首脳会議は支持しているが、TAC 調印には言及していない (Satu. P. Limaye 前掲論文. P450)。
- 21 Ellen Frost (2008) op. cit., p245
- 22 EAS 参加の 3 条件は、ASEAN の対話国、TAC 調印、ASEAN と実質的な経済関係を有する、である。
- 23 Satu. P. Limaye op. cit., p449 and p452